

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1丁目4-31 MRマエカワビル603
TEL:06-946-8011 FAX:06-946-8727

◦ 役員の手合給導入には賞与認定に注意

景気の低迷から、従業員給与に手合給部分の比重を高くする動きが出ているが、これに伴い役員にも手合給制度を導入した場合、認定賞与とされるケースが起きるため、支給基準等の細かい配慮が必要になっている。

従業員に対して、給与の一部を手合制とすることは税法上何ら問題はないが、役員に対する手合給については、それが従業員と同一の基準によって支給されていることが損金算入の要件とされている。

例えば、従業員に対する手合給が個々人の売上実績等に応じて支払われているとすれば、役員の手合給も、役員個人の売上実績等に応じて支払われる必要があるわけである。

ところが、一般に、役員に対する手合給は、その役員が統括する部門の売上実績等に応じて支払われているケースが多い。

法人にとっては、役員という立場からみて、部門成績全体を反映した手合給とするのは当然ともいえるが、法人税法上の扱いでは、こうした手合給の算定基準は従業員と同一とはいえないものとして、役員賞与と認定されることになる。

つまり、税法の趣旨からすれば、部門全体の売上実績等に基づいて役員に支給される手合給は、利益の分配、即ち役員賞与に他ならないとするのが基本的な考え方になっている。それだけに、売上げの回復を狙った手合給制度の導入が税負担増につながるケースも起こり得るわけで、十分に注意しなければならないところである。

◦ 最近読んだ面白い本

「大不況サバイバル読本」 浅井 隆著
徳間書店出版

要約してまとめると次のようなことになる。バブル崩壊の3年間に日本から消えてなくなった資産が約1000兆円！何と国家予算15年分以上にも相当する額で太平洋戦争の被害よりも大きい。この資産デフレに端を発し、戦後誰も経験したことのない「デフレ不況」に突入していく。

不動産も昨年の夏の水準の1/2にはなり、株式は3、4年以内に日経平均は1万円を割るだろう。

アメリカ経済には10年に一度景気後退があり、30年あるいは60年に一度大不況に見舞われるという法則があり、その周期が1995年以降にあたるという。ここ数年があの世界大恐慌の前ぶれと酷似しているということからも大恐慌になる可能性はきわめて高いという。参考に1929年からの大恐慌に被害の少なかった産業は、修理業、自転車店、教育産業、医療介護サービス、バスなどの安い輸送手段、ガソリンスタンド、中古品店、法律サービス、薬局であった。

ではこのデフレの大不況に勝ち抜くためにはどうすればよいか。

(明日につづく)